

変 更 届

令和 年 月 日

尼崎市保健所長 様

管理者名 _____

医療法第15条第3項の規定により備えた診療用エックス線装置等を変更しましたので次のとおり届け出ます。

病 院 又 は 診 療 所	ふりがな 名 称									
	所 在 地	〒 ー TEL () FAX ()								
変更 (予定) 年月日	令和 年 月 日									
変更の内容										
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1 診療用エックス線装置 (則第24条の2第2号から第5号) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 5 診療用放射線照射器具 <input type="checkbox"/> (則第27条第1項第2号から第4号) <input type="checkbox"/> (則第24条第4号に該当する場合の 第27条第1項第3号及び第4号) <input type="checkbox"/> (則第27条第2項第2号) </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 2 診療用高エネルギー放射線発生装置 (則第25条第2号から第5号) <input type="checkbox"/>放射化物保管設備等の設置 ※使用室等の図面を含む、防止法の 許可を受けた資料を添付 </td> <td style="vertical-align: top;"> 6 放射性同位元素装備診療機器 (則第27条の2第2号から第4号) </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 3 診療用粒子線照射装置 (則第25条の2に基づく 則第25条第2号から第5号) </td> <td style="vertical-align: top;"> 7 診療用放射性同位元素 (則第28条第1項第3号から第5号) </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 4 診療用放射線照射装置 (則第26条第2号から第4号) </td> <td style="vertical-align: top;"> 8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (則第28条第1項第3号から第5号) </td> </tr> </table>			1 診療用エックス線装置 (則第24条の2第2号から第5号)	5 診療用放射線照射器具 <input type="checkbox"/> (則第27条第1項第2号から第4号) <input type="checkbox"/> (則第24条第4号に該当する場合の 第27条第1項第3号及び第4号) <input type="checkbox"/> (則第27条第2項第2号)	2 診療用高エネルギー放射線発生装置 (則第25条第2号から第5号) <input type="checkbox"/> 放射化物保管設備等の設置 ※使用室等の図面を含む、防止法の 許可を受けた資料を添付	6 放射性同位元素装備診療機器 (則第27条の2第2号から第4号)	3 診療用粒子線照射装置 (則第25条の2に基づく 則第25条第2号から第5号)	7 診療用放射性同位元素 (則第28条第1項第3号から第5号)	4 診療用放射線照射装置 (則第26条第2号から第4号)	8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (則第28条第1項第3号から第5号)
1 診療用エックス線装置 (則第24条の2第2号から第5号)	5 診療用放射線照射器具 <input type="checkbox"/> (則第27条第1項第2号から第4号) <input type="checkbox"/> (則第24条第4号に該当する場合の 第27条第1項第3号及び第4号) <input type="checkbox"/> (則第27条第2項第2号)									
2 診療用高エネルギー放射線発生装置 (則第25条第2号から第5号) <input type="checkbox"/> 放射化物保管設備等の設置 ※使用室等の図面を含む、防止法の 許可を受けた資料を添付	6 放射性同位元素装備診療機器 (則第27条の2第2号から第4号)									
3 診療用粒子線照射装置 (則第25条の2に基づく 則第25条第2号から第5号)	7 診療用放射性同位元素 (則第28条第1項第3号から第5号)									
4 診療用放射線照射装置 (則第26条第2号から第4号)	8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (則第28条第1項第3号から第5号)									
変更の理由										

注) 診療用放射線照射器具にかかる変更事項については、変更事項をチェックすること。

変更を要する内容の詳細（参考）※医則条文抜粋

- 1 診療用エックス線装置（則第24条の2第2号から第5号）
 - 二 エックス線装置の製作者名、型式及び台数
 - 三 エックス線高電圧発生装置の定格出力
 - 四 エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - 五 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療用エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴
- 2 診療用高エネルギー放射線発生装置（則第25条第2号から第5号）
 - 二 診療用高エネルギー放射線発生装置の製作者名、型式及び台数
 - 三 診療用高エネルギー放射線発生装置の定格出力
 - 四 診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - 五 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
- 3 診療用粒子線照射装置（則第25条の2）
 - 二 診療用粒子線照射装置の製作者名、型式及び台数
 - 三 診療用粒子線照射装置の定格出力
 - 四 診療用粒子線照射装置及び診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - 五 診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
- 4 診療用放射線照射装置（則第26条第2号から第4号）
 - 二 診療用放射線照射装置の製作者名、型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量
 - 三 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - 四 診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
- 5 診療用放射線照射器具
 - （則第27条第1項第2号から第4号）
 - 二 診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量
 - 三 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - 四 診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
 - （則第24条第4号に該当する場合の第27条第1項第3号及び第4号）
 - 三 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - 四 診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
 - （則第27条第2項第2号）
 - 二 ベクレル単位をもつて表した放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量及び一日の最大使用予定数量
- 6 放射性同位元素装備診療機器（則第27条の2第2号から第4号）
 - 二 放射性同位元素装備診療機器の製作者名、型式及び台数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量
 - 三 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - 四 放射線を人体に対して照射する放射性同位元素装備診療機器にあっては当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
- 7 診療用放射性同位元素（則第28条第1項第3号から第5号）
- 8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（則第28条第1項第3号から第5号）
 - 三 ベクレル単位をもつて表した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、一日の最大使用予定数量及び三月間の最大使用予定数量
 - 四 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - 五 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴